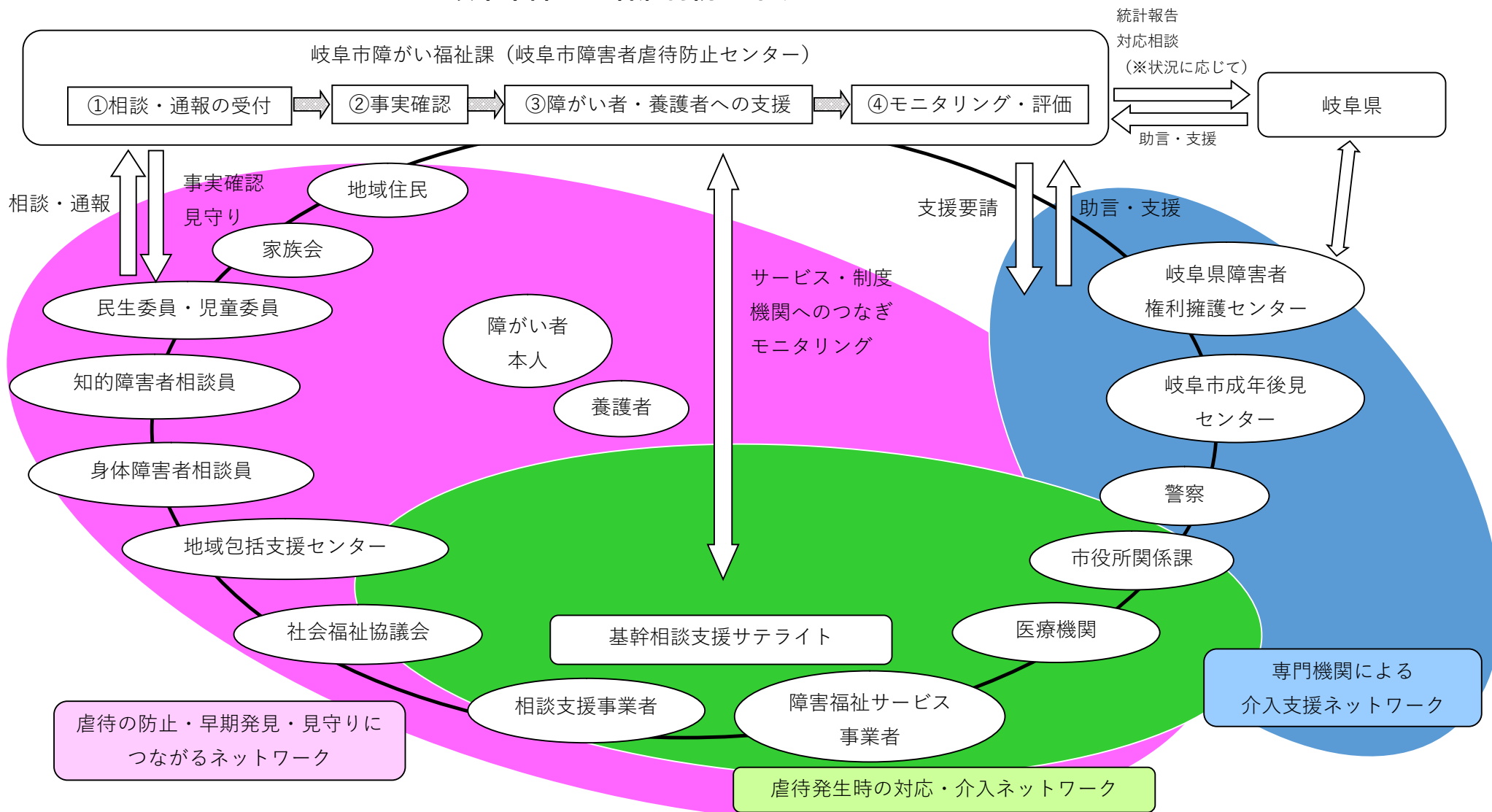


岐阜市障がい者虐待防止ネットワークについて



【参考】障害者虐待防止法は、「市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない」（第35条）として、市町村における連携協力体制の整備を義務づけています。

※「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和4年4月厚生労働省社会・援護局）

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成30年3月厚生労働省老健局）を元に作成